

令和 7 年度第 2 回横須賀市 再犯防止対策連絡会議全体会

資料

- (1) 保護観察の現状及び課題について
- (2) 受刑者の出所後における社会復帰（自立支援）に向けた支援制度について
- (3) 保護司法の改正について

横浜保護観察所 処遇部門
佐賀 大一郎

(1) 保護観察の現状及び課題について

刑法等の一部を改正する法律の施行について

施行日 令和7年6月1日

刑の執行猶予制度の拡充等について

1 再度の執行猶予の適用範囲の拡大

- ・再度の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑を、1年から2年に引き上げる。
- ・初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再び執行猶予を付することができる。

2 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入

- ・猶予期間中に再犯し、その判決確定前に猶予期間が経過した場合にも刑の執行ができるようにする。（猶予期間全体を通じ、心理規制を機能させる）

3 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

- ・初度目の保護観察と再度目の保護観察の特別遵守事項をできる限り共通のものとする。
- ・再犯の要因を的確に把握するため、保護観察開始時に少年鑑別所に鑑別を求めること等

保護観察付全部猶予者に対する保護観察強化策

これまで

- ・ 保護観察付全部猶予者は、矯正施設での調査や処遇を受けておらず、保護観察開始時に得られる情報が少ない
- ・ 裁判の確定と同時に保護観察が開始するため、保護観察官は、限られた時間の範囲で保護観察開始時の手続*を行い、担当保護司に面接等の処遇を依頼

* 保護観察開始時に1時間程度の面接を行い、以下の手続を実施することが通例

- ・ 対象者や家族への制度説明、届出手続
- ・ 特別遵守事項・生活行動指針の設定
- ・ 保護観察開始時の指導や支援
- ・ 担当保護司の指名
- ・ アセスメント
- ・ 保護観察の「実施計画」作成



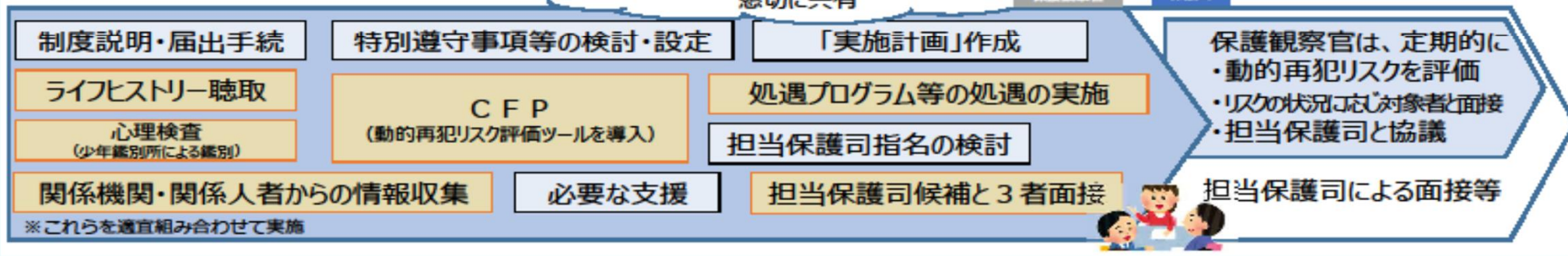
保護観察強化策 (R7.6~)

- ・ 保護観察の開始当初のおおむね3月間を「開始時重点的アセスメント期間」とし、重点的なアセスメントや保護観察官による直接処遇等の直接関与を強化

→ 従前よりも精緻なアセスメントに基づく「保護観察の実施計画」の作成

→ アセスメント結果を踏まえ、担当保護司を指名するか検討

【運用】



(2) 受刑者の出所後における社会復帰
(自立支援) に向けた支援制度について

住居支援と就労支援

改善更生・社会復帰のために生活基盤の確保が必要な者には、住居や就労の確保等に向けた支援を実施。

○就労支援

厚生労働省と連携し、前歴等の事情を理解した上で雇用いただける「協力雇用主」の下での就労の促進等を実施。

○住居支援

更生保護施設等への委託により、一時的な宿泊場所を供与しつつ、社会復帰に向けた支援や定住先の確保に向けた支援を実施。

更生保護法

(補導援護の方法)

第58条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

○ 就労支援

無職者と有職者の再犯率

無職者は有職者の**約3倍**

刑務所再入所者に占める無職者の割合

刑務所再入所者の**約7割**が再犯時無職

仕事がないことが再犯に大きく影響

就労先の確保のための仕組みが必須

協力雇用主・就労支援について

協力雇用主とは

- 刑務所出所者等の前歴等の事情を理解した上で雇用し、その自立や社会復帰に協力する事業主
- 再犯防止推進法（第14条）に「協力雇用主」という用語が法律上初めて明記
- 最寄りの保護観察所に登録。令和6年10月1日現在、全国に約2万5千社が登録。

刑務所出所者等に対する就労支援の実施

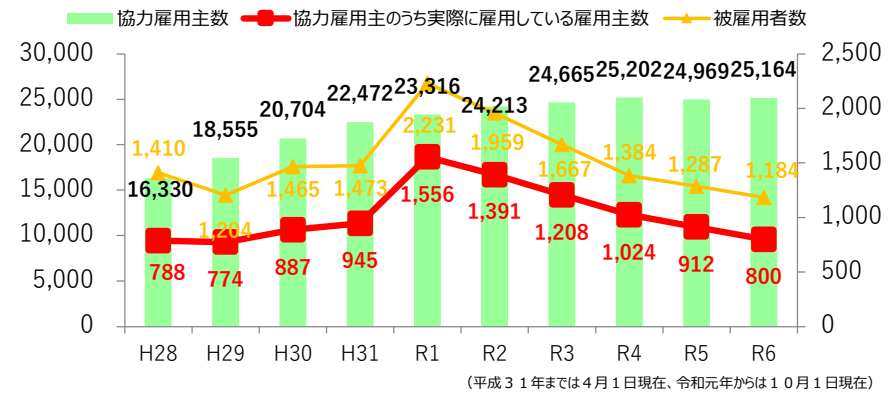
刑務所出所者等総合的就労支援対策（H18年度～）

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的に実施
- 矯正施設・保護観察所と公共職業安定所との連携体制を強化
- トライアル雇用や身元保証制度など就労支援メニューを活用

更生保護就労支援事業（H26年度～）

- 民間の就労支援事業所に委託し、きめ細かな寄り添い型の支援（就職活動支援、職場定着支援）を実施
- 令和7年度は全国28か所で実施

協力雇用主により、全国で**3,080人**の保護観察対象者等を新規に雇用（R5年度）



協力雇用主に対する支援の充実強化

刑務所出所者等就労奨励金

- 年間最大72万円（8万円×6か月+12万円×2回）を支給
- 20歳未満又は50歳以上の保護観察対象者を雇用し、職場定着に必要なフォローアップ等を実施した場合は、加算金（1万円×6か月）を支給

身元保証制度

- 雇用した日から最長1年間、最大200万円
- 損害のうち一定の条件を満たすものについて上限額の範囲内で見舞金を支給

協力雇用主に対する表彰等

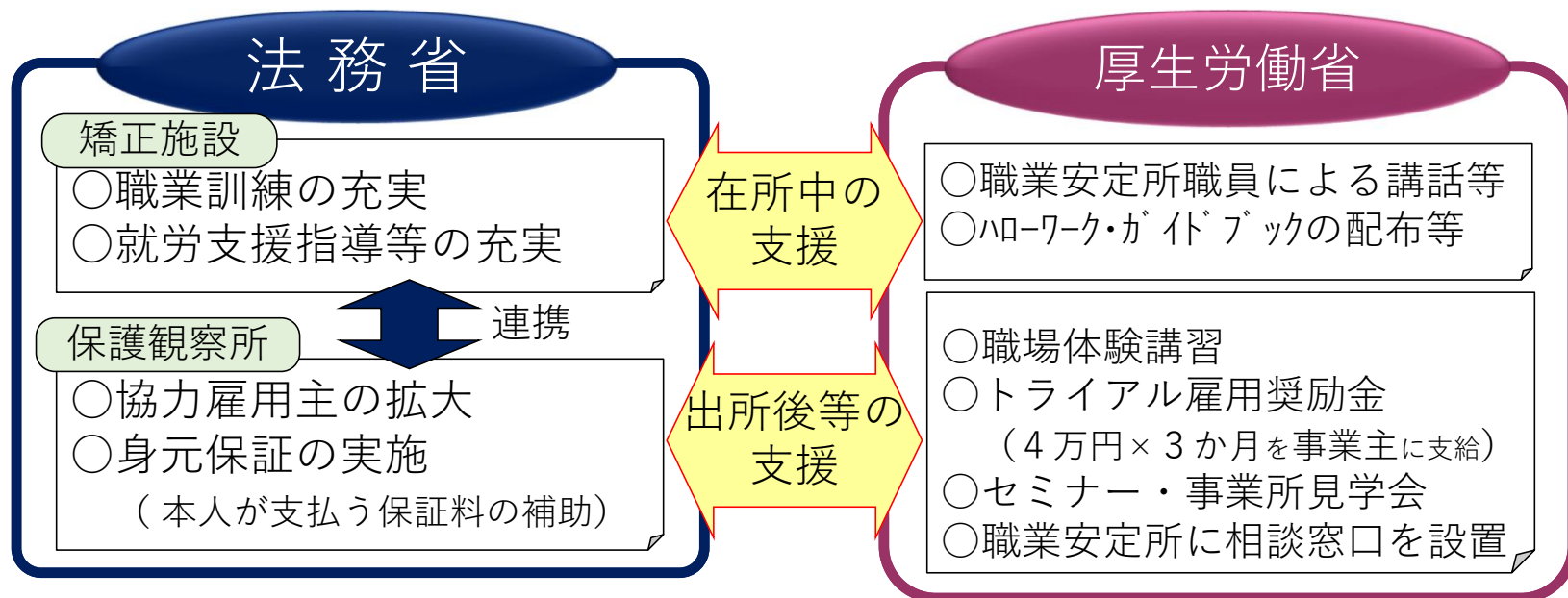
- 平成27年度に協力雇用主に対する法務大臣感謝状を新設
- 平成30年秋以降、協力雇用主を藍綬褒章の授章対象

地方自治体への働き掛け

- 公共工事の入札、総合評価落札における加点等の優遇措置
- 保護観察対象者の雇用

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策
(平成18年度～)

法務省と厚生労働省（ハローワーク）との連携を強化



- ・ 協力雇用主に対する国の支援制度

刑務所出所者等就労奨励金（最大72万円）

- 保護観察所長からの依頼を受け、保護観察等の期間中に刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な職業指導や生活指導等を実施した協力雇用主に、最長1年間、最大月額8万円を支払うもの

トライアル雇用制度（最大12万円）

- 刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円を支払うもの
† ただし、事前にトライアル雇用求人ハローワークに提出し、ハローワークの紹介により刑務所出所者等を雇い入れること、雇用保険の適用事業の事業主であること等一定の要件を満たすことが必要

身元保証制度（最大200万円）

- 身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、雇用主が刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払うもの
(協力雇用主に登録されていない事業主も対象)

- ・ 就労支援事業者機構（平成21年～）との連携

- ・ 経済諸団体、大手企業関係者が発起人となって「全国就労支援事業者機構」を設立。刑務所出所者等の雇用の拡大を支援。
- ・ 都道府県単位の就労支援事業者機構も設立。

神奈川県就労支援事業者機構

- ・ 対象者の仕事探しのサポート、就職後の相談助言。
- ・ 事業主に対する助言や協力雇用主の開拓も実施。
- ・ 国の事業とは別に、独自で職場体験なども実施している。

神奈川県就労支援事業者機構による就労支援（就職活動から職場定着まで）

現状と課題

- 刑務所再入所者の約7割が再犯時無職である
- 協力雇用主の登録数は増えているが、実際の雇用には至っていない
- 就労しても、すぐに離職するケースが多い

継続的かつきめ細かな
更なる就労支援が必要

横浜保護観察所

連携

神奈川県就労支援事業者機構

連携

神奈川県

就職活動支援

- 就労支援対象者に対する支援
対象者の特性に応じた適切な指導
- 関係機関との連携した事業
就職活動に必要な情報の収集

雇用基盤整備

- 協力雇用主の開拓や研修の実施



就労支援員

平成28年度
から
新規事業

職場定着支援

- 定着支援対象者に対する支援
面接・電話連絡等によるきめ細やかな支援
- 雇用主に対する支援
定期的な職場訪問等を行い、定着に向けた助言等の実施
- 定着支援終了後の対応
支援対象者及び雇用主の一般相談にも応じます

継続的支援

就職前

- マンツーマンで仕事探しをサポートします
- 雇用主とのマッチングを大切にします
- 矯正施設入所中からも支援を開始します

就職後

- 対象者が職場環境に適應できるようサポートします
- 対象者と雇用主双方の相談に応じます
- トラブルやその予兆が認められた場合の改善方法等について助言します

就職するまで、そして就職後も、切れ目のない就労支援



○ 住居支援

更生保護施設

- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間収容保護
- ・ 法務省の認可施設で、全国で102施設が運営（神奈川県内に4施設）
- ・ 保護観察所から宿泊場所、食事の提供、毎日の生活指導等を委託

自立準備ホーム

- ・ NPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用して刑務所出所者等を受入れ
- ・ 全国で703か所（432事業者）が登録（神奈川県内に11か所）
- ・ 保護観察所から宿泊場所、食事の提供、毎日の生活指導等を委託

ただし、いずれも
一時的な支援・・・



居住支援法人との連携を！

横浜保護観察所では、令和3年から神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の「居住支援協議会」に加入し、情報交換をしています！

「更生保護施設」について

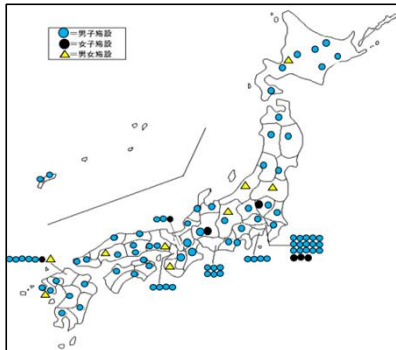
更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

更生保護施設における処遇

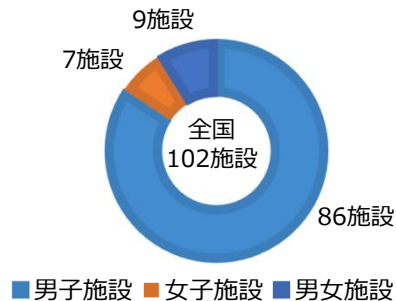
- SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育等、特性に応じた多様な指導や支援〔特定補導〕を実施するなど、入所者・退所者等の地域移行と再犯防止を推進
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施（H21年度～）
（主に少年を受け入れる更生保護施設（3施設）にも福祉スタッフを配置（R4年度～））
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施（H25年度～）
- 全国19施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組〔訪問支援事業〕を実施（R3年度～）

保護の概況



(R7.1.1現在)

◆施設数 102施設
◆定員 2,382人



体制

◆経営主体

更生保護法人 99施設
社会福祉法人 1施設
NPO法人 1施設
一般社団法人 1施設

・収入の8割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。

◆職員体制

・常勤職員 5名程度
・非常勤職員（調理員、宿日直職員等）を配置

満期釈放者対策

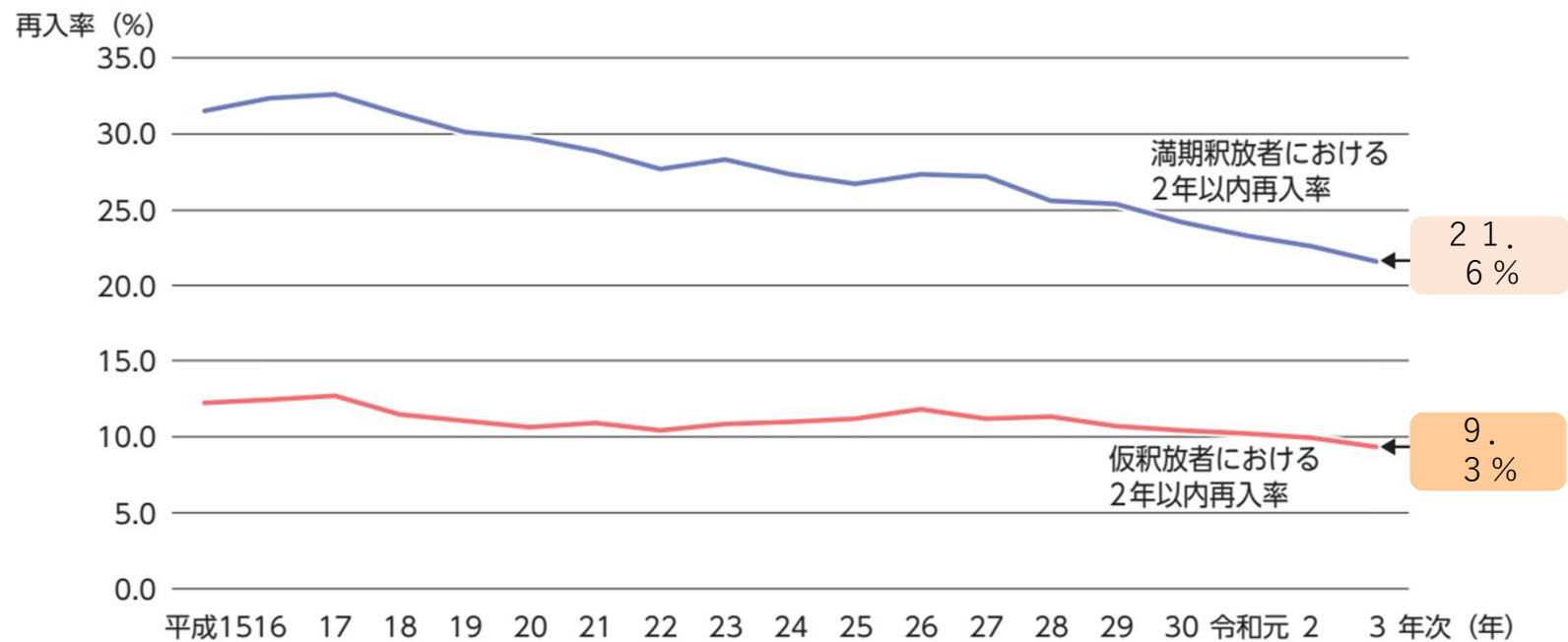
目的

刑務所出所者の社会復帰を促進し、再犯を防止するため

- ☆ 適当な帰住環境の下での保護観察にできるかぎりつなげる。
= 社会での帰住先を確保した状態で社会復帰させる。
- ☆ 満期釈放となった場合でも必要に応じた適切な社会復帰支援を得られるようにする。

背景 1

満期釈放者の再犯率が高い

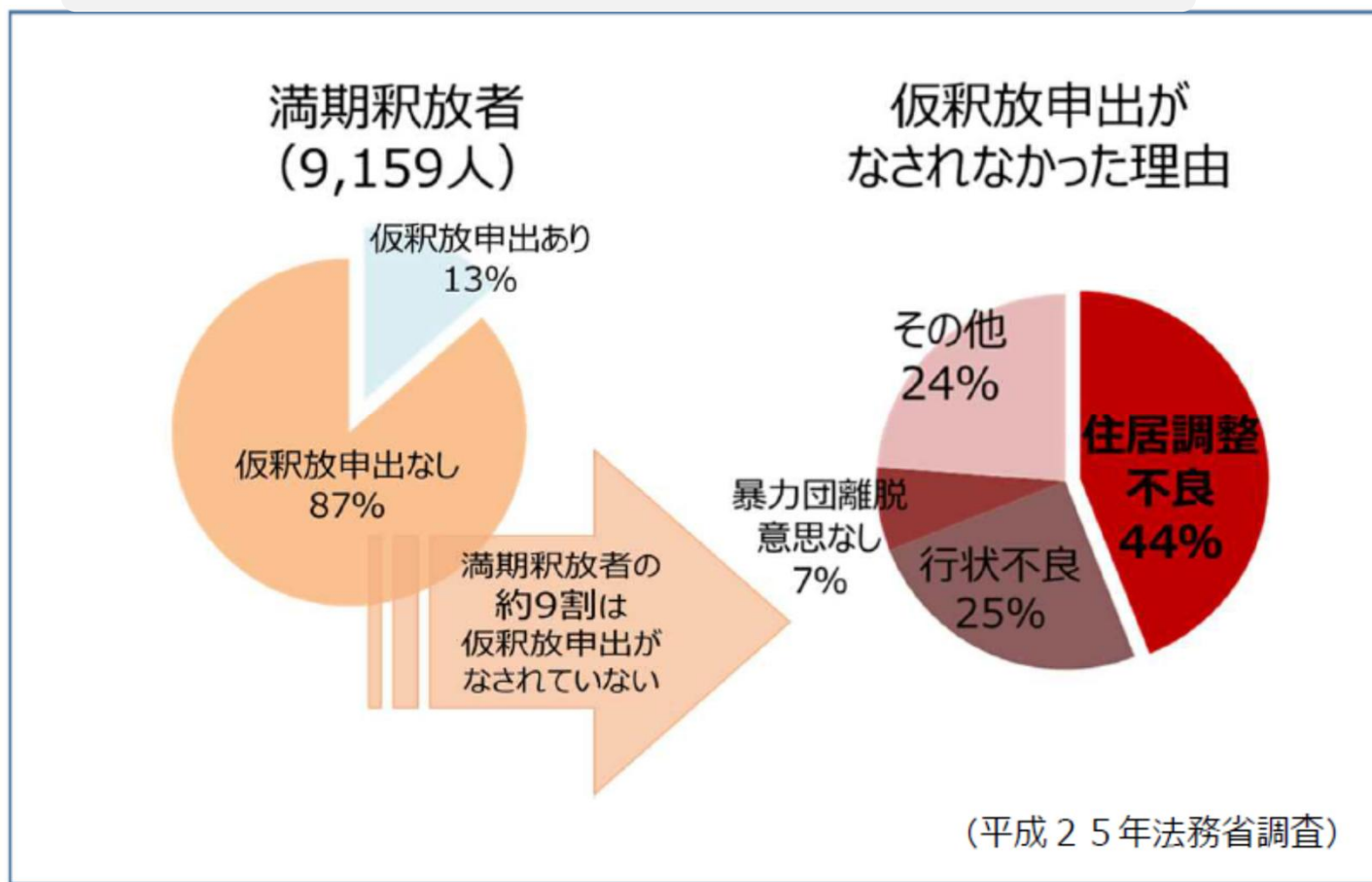


「令和5年版再犯防止推進白書」より

背景 2

住居を確保できないことが、仮釈放できない理由！

満期釈放者の仮釈放申出状況



特別調整とは

矯正施設に収容されている高齢者や障害者が、釈放された後、速やかに介護、医療、年金、その他の福祉サービスを受けることができるように調整し、円滑な社会復帰を図ること。

具体的には

矯正施設が本人の希望を聴取し、用件に該当する場合は保護観察所に連絡。

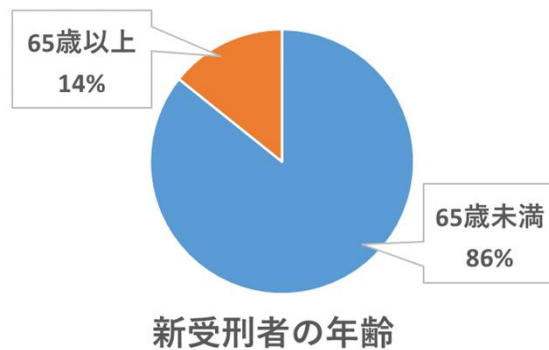
保護観察所は「地域生活定着支援センター」に協力を求めて、連携しながら、出所後の帰住先を確保したり、必要な福祉サービスを受けられるよう調整する。

特別調整の充実

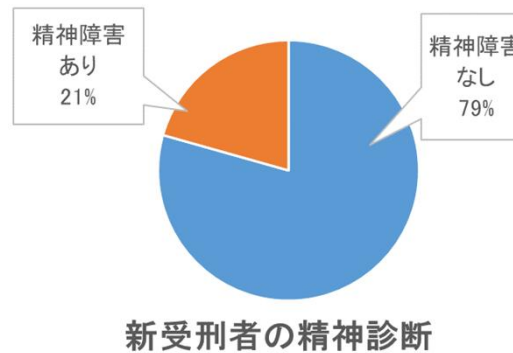
新受刑者の状況

(令和5年矯正統計年報)

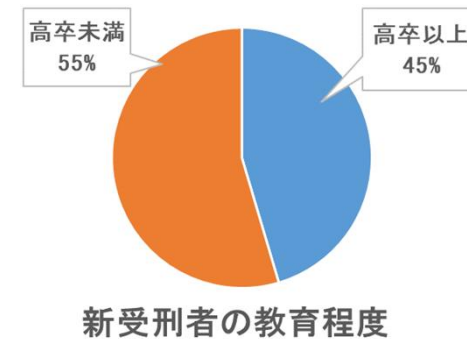
1割以上が高齢者



2割以上が精神障害者



約6割が高卒未満



高齢者・障害者は、住居や仕事など生活基盤の確保等が極めて困難

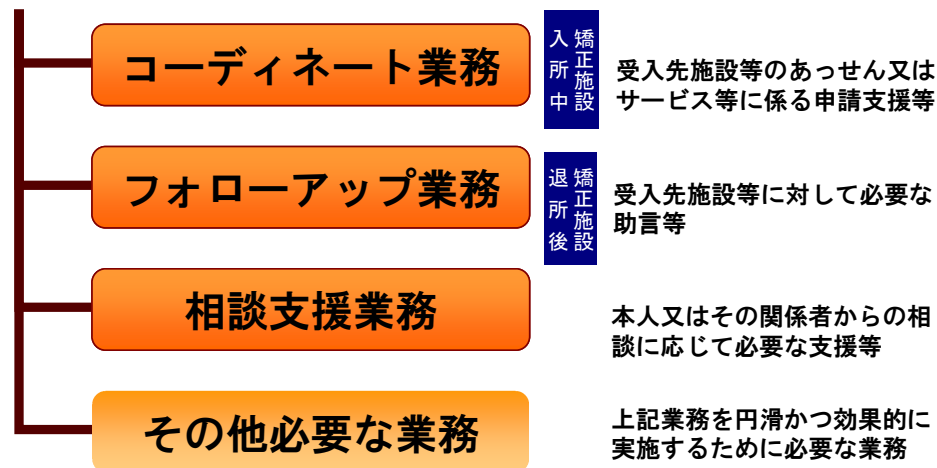
出所後、円滑に福祉サービスへとつなぐための仕組みが必要

司法(法務省)と福祉(厚生労働省)の連携

地域生活定着支援センターとは

- 都道府県の圏域ごとに1か所設置（現在 47都道府県48か所）
- 社会福祉法人、NPO法人等に事業の全部又は一部を委託可
- スタッフは9名（専門職員1名以上）の配置を基本
- センターは国庫補助金等により運営
- 神奈川県は現在、県社会福祉士会に委託

地域生活定着支援センターの主な業務



改正更生保護法による「息の長い」社会復帰支援の推進について

※刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法は令和5年12月1日に施行

主な改正内容

■ 「息の長い」社会復帰支援の推進

- 刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまでのシームレスな支援を推進
 - ✓ 更生緊急保護制度の拡充
 - ✓ 刑執行終了者等に対する援助の実施
 - ✓ 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の実施
 - ✓ 更生保護に関する地域援助（地域住民、関係機関等からの相談に応じた援助）の実施



更生緊急保護の措置の充実

更生緊急保護とは、刑務所を満期出所した人や、起訴猶予になった人など、保護観察対象者ではないが、犯罪をして身柄を拘束されて釈放された人に対して、原則として釈放後6か月(金品の給貸与、宿泊場所の供与は最大1年、その他は最大2年)までの間、本人の申出によりその改善更生を助ける制度

従前から、更生保護施設等への入所や金銭的援助など相談を受けていた。



一定期間、継続して関わり、本人のニーズに合わせ、関係機関と連携し、より充実した支援を実施

就労支援

居住支援

医療、福祉支援

依存症の回復

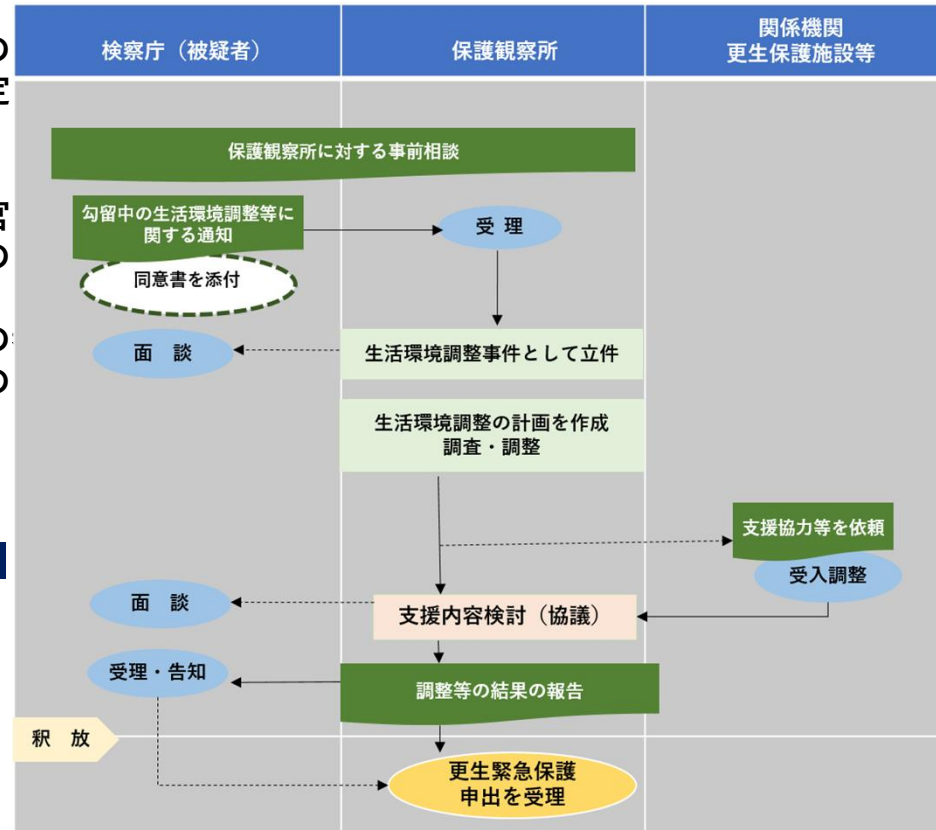
保護観察所では、令和5年12月1日に「刑法等の一部を改正する法律」により改正後の「更生保護法」が施行されたことに伴い、「勾留中の被疑者に対する生活環境の調整」を開始しました。

- 従来から実施していた「更生緊急保護の重点実施等」の運用を踏まえ、それが法定化されたもの。
- 勾留されている被疑者であって、検察官が罪を犯したと認めた者について、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときに、その同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行う。

**地域支援への円滑な移行
切れ目のない支援の実施**

(勾留中の被告人についても同様の調整を実施。)

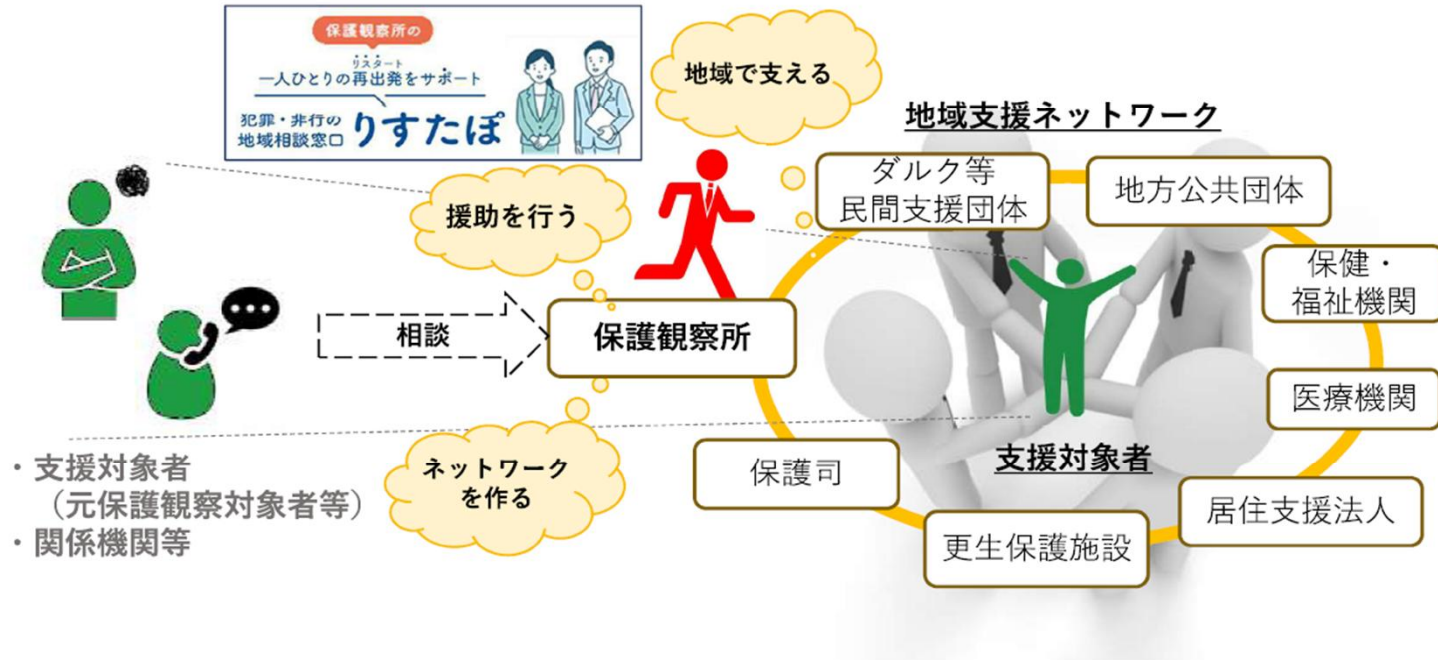
＜被疑者に関する調整の流れ＞



「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

(3) 保護司法の改正について

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

令和7年12月 法務省保護局

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
- 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出（R6.10）

↓ 運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正

改正のポイント

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法
※条文番号は改正後のもの

1 保護司の適任者確保

- 保護司の使命及び委嘱条件の見直し（保1・3）
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化
「安心・安全な地域社会の実現」
「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」
「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- 広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定（保3）
⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- 保護司の任期の延長（2年 ⇒ 3年）（保6）
⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

より多様な保護司の
担い手の確保

2 保護司の活動環境の改善

- 保護司会等の任務規定の整備（保12・13）
⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- 保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設（保14）
⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- 地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備（保18）
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- 民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設（保19・20）
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、
保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で
保護司を支え、
安定・継続的な
保護司活動の実現

3 保護司の安全確保

- 保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設（保16）
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- 保護司の職務の執行区域の弾力化（保7）
⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を
活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- 公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設（更64・78の3）
⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、
リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な
保護司活動の実現

4 その他更生保護制度の充実

（更2・事3）

- 更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備 など

⇒ 法改正はゴールではなく、保護司の方々の声を更に聴きながら、様々な見直しを継続

更生保護制度の充実を図るための保護司法等 の一部を改正する法律

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、
適任者確保等が課題に
- R6.5 保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
- 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」が提出
(R6.10)
- 運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、
「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要
な事項」について法改正

改正のポイント

1 保護司の適任者確保

○保護司の使命及び委嘱条件の見直し

⇒今の時代に求められる保護司像を明確化

「安心・安全な地域社会の実現」

「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」

「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」

○**広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定**

⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却

○**保護司の任期の延長（2年⇒3年）**

⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

2 保護司の活動環境の改善

○保護司会等の任務規定の整備

⇒ 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化

○保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設

⇒ 保護司会等の負担を軽減※国による支援も推進

○地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備

⇒ 「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進

○民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設

⇒ 休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、
保護司として活動しやすい環境を整備

3 保護司の安全確保

- 保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設**

- ⇒面接場所の確保等の施策を推進

- 保護司の職務の執行区域の弾力化**

- ⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる

- 公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設**

- ⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、リスクに応じて保護観察官の関与を強める

4 その他更生保護制度の充実

- 更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備など